

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【1. ハーモニークラブ】

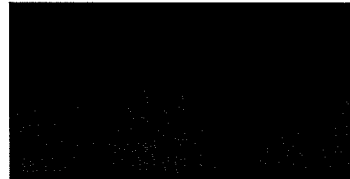


令和8年 2月 12日

枚方市長 殿

団体名 特定非営利活動法人ハーモニークラブ
主たる事務所 〒573-1126 枚方市上島東町14-1
の所在地 ルファルひらかた社協5階
代表者氏名 井上 千晴
担当者氏名

連絡先 TEL
FAX
E-mail



枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書(様式第4号)」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 20,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書(様式第5号)」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

<p>団 体 名</p>	<p>特定非営利活動法人ハーモニークラブ</p>				
<p>事 業 名 称</p>	<p>えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業</p>				
<p>事業実施期間</p>	<p>(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日</p>				
<p>1. 事業の目的</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="308 595 395 1108"> <p>長期的な視点(複数年単位)で記入</p> </td> <td data-bbox="395 595 1452 1108"> <p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) ・日本人の幸福度が低い原因の一つに、自己肯定感が低いと言われていた。</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) ・親の自己肯定感の低さが子どもに影響することに気づき、子どもだけでなく親や周りの大人も自分を肯定的に捉える機会を提供したいと考えたため。</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) ・親や周りの大人は子どもへの肯定的な関わりが不足している。(価値観の負の連鎖)</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) ・幼少期的人格形成の基礎となる時期に、ありのままの自己を受け入れ、他者のありのまま認め合える心の豊かさを育める場をつくる。 ・保育の質の向上や新たな保育の担い手を応援する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 1108 395 1630"> <p>事業実施期間の視点(単年度)で記入</p> </td> <td data-bbox="395 1108 1452 1630"> <p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) ・子どもも大人も一緒に楽しみながら、体験を通して自己肯定感を育くみ、「ありのままに生きる」大切さを考えるきっかけにしてもらうことを目的とする。</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 ＜枚方市民への効果＞(誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・枚方市の子どもやその親世代及び保育に携わる人が、えほんライブの音楽や物語に癒され、自分を肯定的に捉える心のゆとりが生まれる。 ・地域交流が促進され、子育ての孤立を防ぎ育児の負担感が軽減できる。 ＜確認方法＞(参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) ・参加者にアンケートを実施し、ヒアリングを行う。</p> </td> </tr> </table>	<p>長期的な視点(複数年単位)で記入</p>	<p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) ・日本人の幸福度が低い原因の一つに、自己肯定感が低いと言われていた。</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) ・親の自己肯定感の低さが子どもに影響することに気づき、子どもだけでなく親や周りの大人も自分を肯定的に捉える機会を提供したいと考えたため。</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) ・親や周りの大人は子どもへの肯定的な関わりが不足している。(価値観の負の連鎖)</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) ・幼少期的人格形成の基礎となる時期に、ありのままの自己を受け入れ、他者のありのまま認め合える心の豊かさを育める場をつくる。 ・保育の質の向上や新たな保育の担い手を応援する。</p>	<p>事業実施期間の視点(単年度)で記入</p>	<p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) ・子どもも大人も一緒に楽しみながら、体験を通して自己肯定感を育くみ、「ありのままに生きる」大切さを考えるきっかけにしてもらうことを目的とする。</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 ＜枚方市民への効果＞(誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・枚方市の子どもやその親世代及び保育に携わる人が、えほんライブの音楽や物語に癒され、自分を肯定的に捉える心のゆとりが生まれる。 ・地域交流が促進され、子育ての孤立を防ぎ育児の負担感が軽減できる。 ＜確認方法＞(参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) ・参加者にアンケートを実施し、ヒアリングを行う。</p>
<p>長期的な視点(複数年単位)で記入</p>	<p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) ・日本人の幸福度が低い原因の一つに、自己肯定感が低いと言われていた。</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) ・親の自己肯定感の低さが子どもに影響することに気づき、子どもだけでなく親や周りの大人も自分を肯定的に捉える機会を提供したいと考えたため。</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) ・親や周りの大人は子どもへの肯定的な関わりが不足している。(価値観の負の連鎖)</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) ・幼少期的人格形成の基礎となる時期に、ありのままの自己を受け入れ、他者のありのまま認め合える心の豊かさを育める場をつくる。 ・保育の質の向上や新たな保育の担い手を応援する。</p>				
<p>事業実施期間の視点(単年度)で記入</p>	<p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) ・子どもも大人も一緒に楽しみながら、体験を通して自己肯定感を育くみ、「ありのままに生きる」大切さを考えるきっかけにしてもらうことを目的とする。</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 ＜枚方市民への効果＞(誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) ・枚方市の子どもやその親世代及び保育に携わる人が、えほんライブの音楽や物語に癒され、自分を肯定的に捉える心のゆとりが生まれる。 ・地域交流が促進され、子育ての孤立を防ぎ育児の負担感が軽減できる。 ＜確認方法＞(参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) ・参加者にアンケートを実施し、ヒアリングを行う。</p>				
<p>2. 事業内容等</p>	<p>(1) 事業の対象者(例:枚方市内に住む10代から20代の人など具体的に) ・枚方市内の幼児と親、保育園児、保育士など教育関係者、地域一般の人</p> <p>(2) 事業の実施場所(移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること) ・おやこ広場とんとんとん(岡本町会館) ・五六市(岡本町会館及び付近の会館等)</p> <p>(3) 事業内容 ・えほんライブや体験型活動を組み合わせ、親子のふれあい遊びを無料実施 (えほんライブ:絵本と音楽が一体となったオリジナルのライブ作品) (体験型活動:音楽や工作、体を使った簡単な遊び、絵本の読み聞かせ等)</p>				

<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おやこ広場とんとんとん(年間3回程度実施) ・五六市(年間2回程度実施) <p><1回のスケジュール></p> <p>事前準備:開催前月に会議出席、SNS等広報、リハーサル、材料や資料の準備</p> <p>実施当日:9:30 会場設営開始、10:00 開場</p> <p>10:30 えほんライブや体験型活動の実施</p> <p>12:00 片付け、撤収</p>
<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(1) 人員体制 (実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パフォーマー及びスタッフ1回あたり4名程度配置(正会員、パフォーマー養成講座受講者)、学生ボランティア数名(保育士を目指す学生等) <p>(2) 事業対象者の見込み数 (例:参加者●名など現時点の想定人数を記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おやこ広場とんとんとん(年間3回程度実施) 参加者延べ約70名(各回あたり地域親子約20~30名) ・五六市(年間2回程度実施) 参加者延べ約50名(各回あたり地域親子約20~30名) <p>(3) その他の体制 (寄附者や協力団体などの想定があれば記入すること)</p> <p>連携団体:ひらかた子育て支援ネットワーク(おやこ広場とんとんとん主催)、 一般社団法人枚方宿くらわんか五六市(五六市主催)</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保策として、有料公演及び寄附や助成金活用を検討する。 ・賛同者の確保策として、市内のイベントの参加や保育サロンの実施、ボランティア体験を積極的に受け入れ、活動の理解と継続意欲を促す。
<p>6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度から枚方市NPO活動応援基金の支援を受け、親子広場やイベントでの上演、保育サロン、小学生のパフォーマンス体験型コンサート等によって、活動内容の充実や認知が広がり、保育園等からの有料公演依頼の増加につながっている。 ・今後は、当基金で支援を受けた活動を継続的に実施し発展させるとともに、それらを支える資金集めを寄附ガチャやマンスリーサポーター制度の導入など工夫していく。また、これからも保育に興味のある学生を積極的に受入れ、保育の担い手支援とともに、保育園と学生とをつなぐ役割を目指す。
<p>7. 事業のPR方法</p>	<p>(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること)</p> <p>当団体の SNS(ホームページ、LINE、Facebook、ブログ、インスタグラム)から情報発信し、認知の拡大を図る。イベントでチラシやパンフレットを配布する。</p>
<p>8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定</p>	<p>助成金等の予定 有り(申請中を含む) ・ <input type="checkbox"/> 無し (本補助金のみ)</p> <p>助成金等の名称 ()</p> <p>申請中の場合、申請結果が確定する予定日 (令和 年 月 頃の見込み)</p>
<p>9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当団体のえほんライブはオリジナル作品であり、作品の世界観が自己肯定感を育む内容になっていて、作品理解によって肯定感が深まる気づきが得られ、心の安泰を導く道標となっている。

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人ハーモニークラブ

補助対象事業の名称：	えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業
------------	---------------------------

事業実施期間： 令和8年 4月～ 令和9年 3月

【収入の部】

項 目 ※1	予算額(円)	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般) (A)	0	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	20,000	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	58,000	会員費、寄附
合 計 (C)	78,000	

【支出の部】

項 目	予算額(円)	内容説明 (積算根拠等)	
補助対象経費	人件費	60,000	えほんライブと体験型活動(5回程度)@3,000×4人×5回=60,000円
	交通費	15,000	交通費(5回程度)@1,000×3人×5回=15,000円
	消耗品費	3,000	工作材料代@600×5回程度=3,000円
小 計	78,000		
補助対象外経費			
小 計	0		
合 計 (D)	78,000		

- ※1：事業に係る収入はすべて記入してください。
- ※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。
- ※3：枚方市補助金(一般)(A)は、補助回数により記入可能な金額が異なります。
(詳細は、募集要項及び別シート「チェックリスト」を参照すること)
- ※4：枚方市補助金(団体)(B)は、個別に通知した団体希望寄附額が上限です。
(通知がなかった、または今年度の申請を希望しない場合は、0円と記入すること)

こんな活動をしています

親子の場づくり

「ふれあいルーム」
牧野図書館内
「親子のひろば
とんとんとん」
「五六市」
岡本町会館



地域イベントに参加



「さくらマルシェ」
「子ども食堂だよ
全員集合！」
岡本町公園

いっしょにつくろうね

保育の担い手応援

学生ボランティアの受け入れ
「保育オンラインサロン」
ZOOM参加無料
保育研修も承ります



子どもえほんライブ®

「アフレコ体験」
声優にチャレンジ



ハーモニー クラブの えほんライブ®



*えほんライブ®はハーモニークラブの登録商標です

~ご支援のお願い~

NPO法人ハーモニークラブは子どもも大人もありのままに生きられる社会を目指します この活動にご支援ください

賛助会員 1口3,000円
正会員・団体会員 1口10,000円

応援よろしくお祈いします



私たちハーモニークラブはSDGsに貢献します

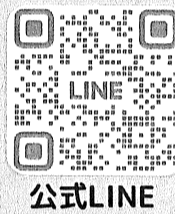
著作・発行団体NPO法人ハーモニークラブ
〒573-1126
大阪府枚方市上島東町14-1ルファルひらかた社協5階
<https://harmony-club.jp>
E-mail info@harmony-club.jp
発行年月日 2026年2月8日



NPO法人
ハーモニークラブ



Instagram



公式LINE



ハーモニークラブ について

自分もまわりも大好きになる『えほんライブ®』を中心に自己肯定感を育む活動をしています



えほんライブ®について

オリジナル絵本を映像化、歌と音楽を取り入れた体験型ライブです
想像力を育み、「気持ち前向きになる」「勇気や力が湧き出る」効果があります



出張公演もいたします



公演内容・時間・費用
についてはご相談ください



お問い合わせ先

えほんライブ®の作品紹介

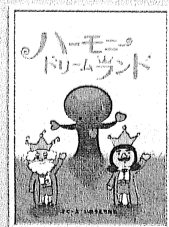
乳幼児向け



児童向け



子どもから大人まで
楽しめる作品



新刊『ハーモニーえんのいちにち』



園生活の流れに沿って、歌って過ごす音楽絵本 (QRコード付き)

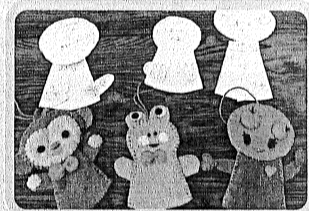
保育ソングを聞いてみてね→



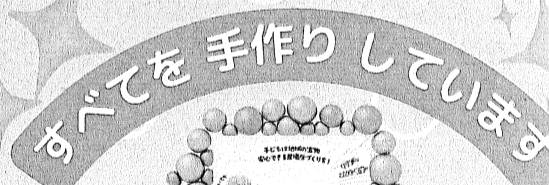
YouTube



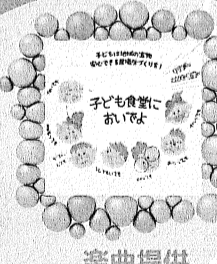
絵本各種
購入できますよ



参加特典の指人形
沢山参加してもらってね



寄付ガチャ
特典内容は楽しみ♪



楽曲提供
『子ども食堂においでよ』

きいて
みてね~



~えほんのなかまたち~



【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

2024 年度事業報告書

特定非営利活動法人ハーモニークラブ

I. 事業期間

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

II. 事業の成果

法人としての組織基盤を固め、今までの活動を継続することにより浸透をはかるとともに、小学生のえほんライブ®朗読体験や保育を目指す大学生のボランティアを受け入れて実践の場を提供した。さらに保育士支援活動に焦点を当てコンテンツづくりや保育サロンを充実させた。

(1) えほんライブ®事業

- ・有料出張公演を 5 件実施した。保育施設や教育施設、親子イベントなど。

(2) えほんライブ®広報事業

- ・子育て支援イベントでの無料公演やコンテンツ提供、また公式 SNS からの定期的な情報発信により認知を広めた。
- ・大阪工業大学のソーシャル・オープンイノベーションチャレンジや信愛学院大学の読み聞かせサークルなどを通じて大学との関係構築を図った。

(3) 親子の場づくり事業

- ・枚方市子ども未来部のふれあいルーム事業助成金によって、月 2 回(年間 24 回)牧野図書館にてふれあいルームを運営した。
- ・枚方市 NPO 活動応援基金の補助金を活用して、親子広場 5 回、子育て支援のイベント 4 回参加しえほんライブ®と体験型活動を実施した。また保育サロン 19 回、ボランティア体験講座 1 回を開催し、活動の理解と支援者増加につなげた。

(4) えほんライブ®養成事業

- ・枚方市社会福祉協議会市民ふくし活動チャレンジ基金ステップアップ助成金を活用して、えほんライブ®コンテンツ制作及び保育関係者や学生ボランティアに向けて新規企画のモニターを実施した。
- ・パフォーマーのスキルアップ練習会(月 2 回程度)及び朗読指導勉強会、各種研修や講演会の参加を通してレベルアップを目指した。
- ・学生ボランティア体験を受入れ(夏休み 3 回、春休み 2 回)、現場で実践体験する機会を提供することで、これからの枚方や地域社会を支える担い手育成に貢献した。

III. 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) (事業名) えほんライブ®事業

(内 容) 関西の教育、保育施設、学校、自治会、親子イベントなどからの依頼を受けて、えほんライブ®ワークショップを実施

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 137,000 円

(費用) 79,480円

単位：円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
樟葉駅前広場イベント	5/19	地域親子	137,000	79,480
枚方オルタナティブスクール	6/18	児童、指導講師		
明石市うわがいけ保育園	10/3	園児、保育士		
交野市あまだのみやちどりこども園	2/19	園児、保育士、 来年通園予定の親子		
ラポール枚方 おもちゃライブラリー	3/27	地域親子		
合 計			137,000	79,480

(2) (事業名) えほんライブ®広報事業

(内 容) 教育関係者、保護者への認知を広げる目的で、えほんライブ®ワークショップを行う。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 0円

(費 用) 7,838円

単位：円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
会報誌配布、公式 SNS 情報発信	4月～	正会員、賛助会員、 寄附者、協力者、 地域一般	0	7,838
ライブ及びワークショップ 広報活動		保育教育関係者、 地域親子		
・えほんライブ® (守口市立さつき学園おしごとマルシェ)	9/21			
(奈良県桜井市のハイジの丘放課後等デイサービス、イベント、おひさまひろばコンサート)	10/8, 9, 11/20, 2/8, 12/22			
・えほんライブ®コンテンツ提供 (石川県野々市の読み聞かせサークル)	6/2			
・保育ソングライブ (つながりアート展)	9/8			
・キャリア教育授業 (枚方第四中学校)	10/31			
・音楽ライブ (Ki. MARCHE いきいきランド交野)	12/1			
その他広報活動		一般市民、学校、企業等		
・ボランティアカフェ参加	4/13, 7/13			
・ソーシャル・オープンイノベーションチャレンジ参加	6/5, 8/21, 1/15			

・スタディーチェーン取材 (メディア掲載)	2/14			
・信愛学院大学講師学会発表のための取材協力	5/9			
・大阪工業大学DXフィールドオープニングイベント参加	3/8			
合 計			0	7,838

(3) (事業名) 親子の場づくり事業

(内 容) 枚方市内の子育て世代の親子に向けて、えほんライブ®や交流を通して自己解放や自己肯定感を育む目的で居場所づくりを行う。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 460,000 円 (助成金 440,000 円)

(費 用) 605,550 円

単位：円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
(枚方市ふれあいルーム助成金対象事業)			120,000	143,479
牧野図書館	24回 (第2、第4木曜)	地域親子		
(枚方市NPO活動応援基金補助金対象事業)			340,000	462,071
親子広場とんとんとん	5/13, 7/1, 10/7, 11/11, 2/10	地域親子、枚方市内の保育園の園児と保育士		
イベント		地域市民、親子		
・さくらマルシェ	4/6			
・おしごとマルシェ	8/17			
・ひらかた社会福祉フェスティバル	11/16			
・子ども食堂だよ全員集合	12/3			
ボランティア体験講座	7/27	市内在住、在職、在学の一般市民		
保育サロン	19回	保育士等の教育関係者、子育て支援に関わる人、子育て中の親、一般市民		
・オンライン開催 (4/23, 5/7, 5/10, 5/28, 6/24, 6/25, 7/5, 7/20, 8/20, 9/24, 10/22, 11/7, 11/26, 12/17, 1/28, 2/27)				
・リアル開催(4/14, 4/17, 12/26)				
合 計			460,000	605,550

(4) (事業名) えほんライブ®養成事業

(内 容) えほんライブ®のパフォーマーを養成する。ボランティア・保育関係者の人材育成をする。

(実施場所) 下記表の通り

(実施日時) 下記表の通り

(事業の対象者) 下記表の通り

(収 益) 300,000 円 (助成金 300,000 円)

(費 用) 144,140 円

単位：円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
(枚方市社会福祉協議会市民ふくし活動チャレンジ基金ステップアップ助成金対象事業)			300,000	132,740
・コンテンツ制作 ・保育ソング手遊び動画制作及びYouTube配信	6月～3月 6/27	保育関係者、親子、一般市民		
新規企画のモニター実施 ・絵本と音楽を使ったワークショップ ・クラフト制作 ・大学生ボランティア受け入れ	5/30, 6/27, 7/25, 9/13 9/28, 3/23 11/16, 12/7, 12/26	保育関係者、大学生		
パフォーマー養成 ・スキルアップ練習会 ・オンライン朗読指導 ・研修及び講演会参加	第2,4木曜日 5/31, 1/30 7回	正会員、賛助会員の希望者	0	11,400
学生ボランティア体験プログラム	7/25, 8/8, 8/22, 3/13, 3/27	枚方市民活動支援センターのプログラム申込者		
合 計			300,000	144,140

IV. 社員総会の開催状況

第6回通常総会

(日 時) 2024年5月28日 20時30分～21時02分

(場 所) zoom オンライン会議

(社員総数) 14名

(出席者数) 12名 (うち委任状出席者1名)

(内 容) 第1号議案 役員選任の件
第2号議案 2023年度の事業報告書案承認の件
第3号議案 2023年度の活動計算書案承認の件
第4号議案 2024年度の事業計画書案承認の件
第5号議案 2024年度の活動予算書案承認の件
第6号議案 議事録署名人の選任の件
全ての案件について審議の結果、全員一致で可決承認

V. 理事会その他の役員会の開催状況

理事会(17回)：2024年4月17日、5月17日、5月10日、5月13日、5月21日、6月11日、7月1日、7月15日、9月21日、10月17日、10月29日、11月18日、11月29日、2025年2月10日、2月18日、2月28日、3月5日

正会員定例会(10回)：2024年4月23日、6月25日、7月30日、8月20日、9月24日、10月22日、11月26日、12月17日、2025年1月28日、2月27日

以上

2024年度 活動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	130,000		
賛助会員受取会費	37,000	167,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	55,844	55,844	
3. 受取助成金等			
受取補助金・助成金	740,000	740,000	
4. 事業収益			
(1) えほんライブ事業	137,000		
(2) えほんライブ広報事業	0		
(3) 親子の場づくり事業	20,000		
(4) えほんライブ養成事業	0	157,000	
5. その他収益			
受取利息	230		
雑収入	0	230	
経常収益計			1,120,074
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	381,000		
人件費計	381,000		
(2) その他経費			
諸謝金	60,200		
印刷製本費	57,160		
会場借上費	0		
会議費	26,250		
会費・参加費	0		
通信運搬費	3,588		
旅費交通費	175,860		
賃借料	0		
研修費	54,000		
消耗品費	56,950		
雑費	22,000		
その他経費計	456,008		
事業費計		837,008	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	110,000		
印刷製本費	4,777		
会費・参加費	4,000		
通信運搬費	29,804		
通信費	6,668		
地代家賃	39,600		
保険料	0		
消耗品費	110		
雑費	1,692		
その他経費計	196,651		
管理費計		196,651	
経常費用計			1,033,659
当期経常増減額			86,415
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			86,415
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			86,415
前期繰越正味財産額			81,763
次期繰越正味財産額			168,178

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正
NPO法人会計基準協議会)によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位：円)

定款に定める事業 個別事業名称	(1)えほん ライブ事業	(2)えほん ライブ広報 事業	(3)親子の居 場所作り事業	(4)えほん ライブ養成 事業	事業部門計	管理費	合計
I 経常収益							
1.受取会費						130,000	
正会員 @10,000×13							
賛助会員@3,000×9、団体@10,000×1						37,000	167,000
2.受取寄付金					0	55,844	55,844
3.受取助成金	0	0	440,000	300,000	740,000	0	740,000
4.事業収益	137,000	0	20,000	0	157,000		157,000
5.その他収益							
受取利息						230	230
雑収入					0	0	0
経常収益計①	137,000	0	460,000	300,000	897,000	223,074	1,120,074
II 経常費用							
(1)人件費							
給与	39,000	0	342,000	0	381,000	0	381,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0
アルバイト人件費	0	0	0	0	0	0	0
人件費計②	39,000	0	342,000	0	381,000	0	381,000
(2)その他経費							
講師謝礼金					0	0	0
諸謝金		0	35,000	25,200	60,200	110,000	170,200
会場借上費		0			0	0	0
旅費交通費	16,280	0	148,100	11,480	175,860	0	175,860
雑費	20,000		2,000		22,000	1,692	23,692
印刷製本費	0	4,030	17,420	35,710	57,160	4,777	61,937
保険料					0	0	0
通信運搬費	0	3,588			3,588	29,804	33,392
通信費					0	6,668	6,668
賃借料		0			0	0	0
会議費	4,200	0	4,300	17,750	26,250	0	26,250
研修費				54,000	54,000	0	54,000
会費・参加費					0	4,000	4,000
消耗品費	0	220	56,730	0	56,950	110	57,060
水道光熱費						0	0
地代家賃						39,600	39,600
租税公課						0	0
その他経費計③	40,480	7,838	263,550	144,140	456,008	196,651	652,659
経常費用計②+③=④	79,480	7,838	605,550	144,140	837,008	196,651	1,033,659
当期経常増減額①-④	57,520	△7,838	△145,550	155,860	59,992	26,423	86,415

2024年度 貸借対照表

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	288,178	
未収金	0	
	0	
流動資産合計		288,178
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	0	
什器備品	0	
	0	
有形固定資産計	0	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	0	
	0	
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	
〇〇特定資産	0	
	0	
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計 (A)		288,178
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	0	
前受民間助成金	0	
会費前受金	120,000	
流動負債合計		120,000
2. 固定負債		
長期借入金	0	
退職給付引当金	0	
	0	
固定負債合計		0
負債合計 (B)		120,000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		81,763
当期正味財産加額 (減少額)		86,415
正味財産合計 (C)		168,178
負債及び正味財産合計 (B) + (C)		288,178

2024年度 財産目録

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	51,155	
三菱UFJ銀行普通預金	237,023	
未収金		
流動資産合計		288,178
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台		
応接セット		
歴史的資料		
有形固定資産計		
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト		
無形固定資産計		
(3) 投資その他の資産		
敷金		
○○特定資産		
××銀行定期預金		
投資その他の資産計		
固定資産合計		0
資産合計		288,178
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代		
預り金		
前受民間助成金		
会費前受金	120,000	
流動負債合計		120,000
2. 固定負債		
長期借入金		
××銀行借入金		
固定負債合計		0
負債合計		120,000
正味財産		168,178

特定非営利活動法人ハーモニークラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハーモニークラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全ての子ども達とその養育者、教育者に対して、「えほんライブ」というオリジナルの芸術公演や、ワークショップ、セミナー等の開催に関する事業を行い、自己や他者を受け入れ認める意識を育む情操教育の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) えほんライブ事業
- (2) えほんライブ広報事業
- (3) 親子の場づくり事業
- (4) えほんライブ養成事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第

46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 短期借入金
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 42 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井上 千晴
副理事長	北川 早苗
理事	出口 理絵
同	山本 祐子
	濱田 なおみ
監事	阪口 いづみ

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金0円 会費年額10,000円

(2) 賛助会員入会金0円 会費年額3,000円